

テレホンサービス規定

第1条

サービスをご利用になる場合は、指定の暗証番号を送信してください。銀行は、送信された暗証番号を指定の暗証番号と照合し、一致したときに、発信者に連絡します。ただし、通知サービスで、あらかじめ暗証番号不要の申出がある場合は、暗証番号の照合なしに発信者に連絡します。

第2条

振込の訂正、その他取引内容が変更された場合は、既に連絡済みの内容について変更または取消をすることがあります。

なお、最終的な取引内容については、通帳・照合表等によりご確認ください。

第3条

通信混雑などによる電話の不通および機器障害、天災地変、その他やむを得ない理由により連絡が不能または遅延となることについて銀行は一切の責任を負いません。

また、連絡する取引内容については、機械処理の関係上連絡時現在より多少前の時点のものとなる場合があります。

第4条

電話番号・暗証番号等を変更する場合は、銀行所定の方法によりただちに申し出てください。

第5条

このサービスは、利用者または銀行の都合によりいつでも解約することができます。なお、利用者が解約する場合は、銀行所定の方法により申し出てください。

また、連絡すべき取引口座がすべて解約されたときは、このサービスは取止めるものとします。

第6条

この取扱いについて、万一事故が生じましても銀行の責によるものを除き、銀行は責任を負いません。

以上